

仕 様 書

第1 総則

- 1 受注者は仕様書別紙1の車両について、道路運送車両法に定める定期点検基準に基づく車両の整備及び定期点検、その他発注者又は契約書第10条第1項に定める発注者の指定した職員（以下「発注職員」という。）の指示する作業を行うものとする。
- 2 本業務の実施に際しては、関係法令に定めるところのほか、本仕様書に定めるところにより実施するものとし、本仕様書に定めがない事項は、発注職員と協議により定めるものとする。
- 3 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 4 本業務の実施に際し、発注職員及び第三者の車両・建物・備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに発注職員に通知するとともに、発注職員の指示に従い必要な措置を行うこととし、必要な費用は発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き受注者の負担とする。
- 5 業務の実施に際しては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）別記22-5 自動車整備 に定める判断の基準を遵守すること。

第2 業務の内容等

- 1 業務の対象となる車両は仕様書別紙1のとおりとし、契約予定数量は車両整備122時間とする。数量はあくまで予定であり、実際の発注には増減が生ずる場合がある。
- 2 整備等の内容は、契約書第10条第1項に定める発注書（別紙様式第1号）により発注職員が別途定める。
また、車検・点検関係の整備項目の詳細については、仕様書別紙2のとおりとする。
- 3 受注者の整備工場等への回送は、発注職員が特に指示した場合を除き受注者が行うこと。
- 4 引き取り日、整備の日時、履行期限等については、発注の都度、発注職員と契約書第8条第1項に定める業務責任者が協議の上、決定する。
整備車両については、仕様書別紙3に示す車庫所在地より車両を引き取り、点検・検査実施後、発注書に定める履行期限までに返還すること。
ただし、軽微な整備等については、発注職員と協議の上、車庫等において実施することも可能とする。
- 5 交換部品については、メーカー純正品又はメーカーが指定する規格と品質を有しているものを使用すること。
- 6 整備等に伴い廃棄物等の発生品がある場合は、発注職員が特に発注職員への引き渡しを指示した場合を除き、受注者の負担により適正に処分すること。
- 7 検査、自動車損害賠償責任保険料（法定料金）の納付、自動車重量税（税金）の納付等の一切の手続は受注者が行うものとし、必要な費用は受注者の負担とする。
ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、発注者が第6により負担するものとする。
- 8 交換用の夏用タイヤについては、車種毎のカタログに示された規格とし、かつ、転がり抵抗性能の等級がAA以上で、ウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内である「低燃費

タイヤ」とする。ただし、上記条件を満たす商品が市場に出回っていない場合は環境負荷のより少ないものとする。

9 夏用及び冬用タイヤ交換時には、エアバルブを新品に交換すること。

10 交換用のバッテリーについては、新車搭載バッテリー形式相当品以上であり、バッテリー交換対象車両に搭載可能な規格とする。

第3 工数

1 整備工数は、次により求めた基準工数とする。

(1) 自動車整備標準作業点数表 ((一社) 日本自動車整備振興会連合会発行)

(2) 上記に記載されていない工数は、実績値によるものとする。

2 整備工場へ車両を回送して修繕を行う場合の回送工数は、引渡し場所から整備工場までの回送距離(引渡し場所と受取り場所が異なる場合は平均距離) 1 km 毎に 0.2 工数として算出した工数、または、受注者の規程により算出した工数のうち、いずれか低い工数とする。

3 整備工場へ車両の回送を行わない場合は出張工数として、整備工場から修繕・整備を行った場所までの移動距離を 1 km 毎に 0.1 工数として算出した工数、または、受注者の規程により算出した工数のうち、いずれか低い工数とする。

4 車検代行手数料は 1 台当たり 2.0 工数とする。

第4 部品及び材料の単価

1 定価のある部品、材料は、定価 × (1 - 部品、材料の値引率) とする。

2 定価のない部品、材料は、受注者の見積額とする。

第5 作業計画書の作成

作業の実施に先立ち、受注者は発注職員と協議して年間工程表を作成するとともに、整備実施体制等の必要な事項を総合的にまとめた作業計画書を作成し、発注職員に提出するものとする。

第6 自動車損害賠償責任保険料(法定料金)及び自動車重量税(税金)の扱い

車検時に必要となる自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、月単位ごとの車検点検実施前に受注者が所要額を発注者に所定の請求書(別紙様式第2号)により請求し、請求金額の受領を確認した後、整備等を行うこととする。

なお、契約期間中に自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の改正等に伴い、金額の変更があった場合は、改定後の金額を請求するものとする。

第7 発注

1 発注職員が、契約書第10条第1項に定める発注書(別紙様式第1号)を業務責任者に交付するものとする。

2 業務責任者は、車両点検において、発注職員の指定した整備項目及び部品等の交換等について必要がないと判断される場合、若しくは発注職員の指定した部品以外の部品について整備・交換等が必要であると判断した場合は、当該部品の整備・部品の交換等を行う前に発注

職員に報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 発注職員は、前項により報告を受けた場合において、発注職員が整備項目及び当該部品の交換等が不要若しくは必要と判断した場合は、第5項の場合を除き、発注書により、発注内容の変更を行うものとする。
- 4 前項の場合において、発注職員が発注書において定めた履行期限内に整備等を完了することが困難であると認められるときは、契約書第15条に定めるところにより履行期限を変更するものとする。
- 5 受注者は点検作業中に契約書第14条第3項の契約に定めのない修理、部品交換が必要となる場合は、打合簿（別紙様式第3号）により発注職員と協議の上、修理、交換を行うものとする。

第8 検査及び引き渡し

- 1 業務責任者は、上記第7第1項による発注書（別紙様式第1号）で発注職員が依頼した整備及び必要な手続等が完了したときは、契約書第11条第1項に定める作業報告書（別紙様式第4号）に発注者が指示した書類等を添えて提出し、検査完了後、車両を引き渡さなければならない。

また、契約書第14条第3項の協議の結果、修理、部品交換を行った整備についても同様とする。

- 2 検査時に提出する関係書類は、次のとおりとする。（（4）以下は該当がある場合のみ。）

- （1）作業報告書
- （2）整備記録簿
- （3）記録写真（整備状況、交換部品等）
- （4）自動車検査証
- （5）自動車損害賠償責任保険証明書
- （6）その他、発注者職員が指示したもの

第9 写真管理

本業務の写真管理は、下記の要領で行うものとする。

- （1）撮影はデジタルカメラ（画素数100万画素以上）を使用するものとする。
- （2）写真はカラー写真とし、記録写真として、作業報告書（別紙様式第4号）と一緒に提出するものとする。

第10 請負代金の計算

- 1 整備等に要する労務費及び部品等の代金は、第3の工数に契約書別紙に定める単価、値引き率を乗じて算出するものとし、その合計金額に消費税及び地方消費税の率を乗じる。なお、1円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てるものとする。

ただし、契約書に定めのない修理、部品交換にかかる代金は、契約書第14条第3項の協議に基づき決定するものとし、その代金が少額の場合にあっては、上記代金に併せ請求できるものとする。

- 2 車両の回送に要する費用は、発注者等が車両を引き渡した場所から受注者の整備工場まで

の往復距離分のみを、第3第2項により算出する。なお、発注職員が特定の場所への移動を指示した場合は、その移動距離分を第3第2項により算出する

また、受注者の都合により整備等の途中において車両をいったん発注職員へ返却する場合の移動については計上しないものとする。

- 3 上記第2第4項ただし書きによる車庫等での軽微な作業のため受注者が移動する場合の費用は、整備工場から車庫等への往復距離分のみとし、第3第3項により算出する。

第11 代金の請求及び支払

代金の請求及び支払いは、契約書第11条第2項の検査が完了した後に行うものとし、受注者は所定の請求書(別紙様式第5号)に1か月単位の整備内容等を取りまとめ、請求するものとする。

第12 保証

受注者は、契約書第11条第2項に定める検査に合格した日から起算して6ヶ月が経過する日若しくは走行距離が10,000kmに達した日のいずれか早い日までの間、受注者負担により整備等の内容について保証しなければならない。

第13 その他

- 1 本業務にかかる履行場所は令和8年4月1日現在の状況であり、名称、場所について変更する場合がある。
- 2 業務の対象となる車両については、履行期間中に対象車両の更新及び変更を行う場合がある。また、事情により増減する場合がある。

第14 環境配慮のチェック・要件化

- 1 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)

- 2 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

＜抜粋＞ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

22-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 【配慮事項】 ①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

- 備考）1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみに基づく整備についても本項の集計の対象とする。
- 4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。
- 6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。
- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	炭化水素（HC）
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

仕様書別紙 1

令和8年4月1日現在

整理 番号	車種等										自動車重量税		自賠責	車検・点検関係				一般整備							整備工場との往復 回数		
	部署	車番	メーカー	車両名称	型式	車台番号	原動機 型式	駆動 方式	登録年月日	車検満了日	エコカー 減税対象車	特例措置等	自動車重量税	自賠責保険	車検・付加作業 (24か月)・保安確認検	車検・付加作業 (12か月)・保安確認検	12か月点検・付加作業	6か月点検・付加作業	エンジンオイル交換 (5千〜1万kmごと)	夏用タイヤ購入交換 (4年ごと又は 摩耗状況による)	冬用タイヤ購入交換 (4年ごと又は 摩耗状況による)	エアクリ・ナールエレメント交換 (3万kmごと)	発炎筒交換 (交換時期が来るもの)	バッテリー交換 (過去の実績から4年ごと)		タイヤ入替 (夏・冬) 回数	
1	奈良	奈良400た7196	日産	A Dバン	DBF-VZNY12	VZNY12-029712	HR16	4WD	平成24年06月11日	令和8年06月10日		その他	8,200	12,850		○		○								2	3
2	奈良	奈良480く2324	スズキ	エブリィ	GBD-DA64V	DA64V-780285	K6A	4WD	平成24年07月30日	令和8年07月29日		その他	8,200	17,540	○				○							2	3
3	奈良	奈良480た7715	ダイハツ	ミラバン	HBD-L275V	L275V-1027083	KF	2WD	平成26年11月11日	令和8年11月10日	○	エコカー	6,600	17,540	○				○							2	2
4	奈良	奈良400つ6799	日産	A Dバン	DBF-VY12	VY12-161843	HR15	2WD	平成25年12月16日	令和8年12月15日	○	エコカー	5,000	12,850		○		○								2	3
5	奈良	奈良301そ7158	トヨタ	プリウス	DAA-ZVW51	ZVW51-6073384	2ZR-1NM	2WD	平成30年10月22日	令和9年10月21日	○	エコカー					○		○					○	2	2	

5

28,000

60,780

(2)

(2)

(1)

(2)

(3)

(0)

(0)

(0)

(0)

(1)

(10)

(13)

※ あくまでも予定数量であり、数量を保証するものではない。

車検等発注時整備項目一覧

6 か月点検	1 2 か月点検	車検（1 2 か月 / 2 4 か月）
基本点検	1 年点検・基本点検	1 年点検・基本点検 / 2 年点検・基本点検
—	—	保安確認検査
付加作業	付加作業	付加作業
—	1. 下廻り洗浄、錆確認、塗装	1. 下廻り洗浄、錆確認、塗装
—	2. ヘッドライト調整	2. ヘッドライト調整
—	3. フロント及びリヤ・ブレーキ清掃	3. フロント及びリヤ・ブレーキ清掃
—	4. ブレーキパッド残量・ローター摩耗確認	4. ブレーキパッド残量・ローター摩耗確認
—	5. タイヤ状況、空気圧確認	5. タイヤ状況、空気圧確認
—	6. エンジンオイルエレメント交換	6. エンジンオイルエレメント交換
7. エンジンオイル交換	7. エンジンオイル交換	7. エンジンオイル交換
—	8. エンジン冷却液補充	8. エンジン冷却液補充
—	9. バッテリー比重測定/負荷試験、電解液補充	9. バッテリー比重測定/負荷試験、電解液補充
—	10. ステアリング調整	10. ステアリング調整
—	11. パーキングブレーキ調整	11. パーキングブレーキ調整
—	—	12. ブレーキフルード交換
—	13. スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去	13. スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去
—	—	14. ワイパーブレードゴム交換
—	15. ウィンドウォッシャー液補充	15. ウィンドウォッシャー液補充
—	16. エアコンフィルター交換	16. エアコンフィルター交換

仕様書別紙 3

契約者（契約担当官等）及び車庫所在地一覧

番号	契約者	契約者住所	該当官署	車庫所在地
1	支出負担行為担当官 近畿農政局長	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	近畿農政局奈良県拠点	奈良市法蓮町3 8 7 奈良第3 地方合同庁舎

発 注 書

番号

当初

変更

令和 年 月 日

殿

契約等担当職員

又は補助職員

下記により整備等を実施されたい。

記

品 名	数 量	単 価	金 額
納 入 場 所			
納 入 期 限	令和 年 月 日		
業 者 名			
備 考			

注意事項 この発注書は作業報告書に添付してください。

別紙

内 訳 書

車 種：

登録番号：

修繕概要：

発注番号

[illegible]

別紙

変 更 内 訳 書

車 種：

登録番号:

修繕概要：

発注番号

[illegible]

請 求 書

令和 年 月 日

近 畿 農 政 局 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

近畿農政局〇〇県拠点車両整備等請負業務（単価契約）にかかる自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）について、以下のとおり請求します。

請 求 金 額

車両登録番号	自賠償保険料	自動車重量税	合計	備考
合計				

打 合 簿

発議者	☐	発注職員	☐	受注者						
件名										
発注職員	☐				業務 責任者					
	☐									
発議事項	☐	協議	☐	承諾	☐	指示	☐	通知	☐	その他（ ）
件名										
内 容										
車種					登録番号					
修繕概要	別紙見積書、写真等のとおり									
処理・回答	発注職員	上記について	☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 指示 ☐ 通知				します			
			☐ 回答							
			☐ その他							
	受注者	上記について	☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 連絡 ☐ 提出				します			
			☐ 回答							
			☐ その他							

令和 年 月 日

作 業 報 告 書

近 畿 農 政 局 長 殿

(担当員)

下記のとおり作業したので納入する。

発注番号			整備概要	
車 名			登録番号	
発注年月日			納入期限 (変更納期)	
引渡年月日			引渡場所	
納入年月日			納入場所	
当初	修繕金額 (A)			
変更	修繕金額 (B)			
合計 (A+B)				

作 業 内 訳 書

車 種：

登 録 番 号 :

修繕概要：

発注番号

[illegible]

請 求 書

令和 年 月 日

近 畿 農 政 局 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

下記のとおり請求します。

請 求 金 額

ただし、令和7年度近畿農政局〇〇拠点車両整備等請負業務(〇月分)の完了代金

振込機棒金融機関名 :

預金の種別、口座番号 :

口 座 名 義 :

請求内訳書

[illegible]